

○北河内4市リサイクル施設組合辞令式

（平成16年6月1日）
訓令第2号

（通則）

第1条 管理者の任免又は委嘱に係る辞令については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 管理者が任免又は委嘱する者をいう。
- (2) 職名 北河内4市リサイクル施設組合職員の職名に関する規則（平成16年規則第4号。以下「職名規則」という。）第2条第1項に定めるものをいう。
- (3) 補職名 職名規則別表に定めるものをいう。

（辞令の記載事項）

第3条 辞令は、次に掲げる事項につき、当該順序により記載するものとする。

- (1) 前書
- (2) 本文
- (3) 末文

（辞令の前書）

第4条 辞令の前書は、職名及び氏名とし、記載については次の各号に定めるところによる。

- (1) 現に職員である者に発する場合は、氏名にその職名を冠記する。
- (2) 休職者又は退職者に発する場合は、氏名にその休職又は退職直前の職名を冠記する。

（辞令の本文）

第5条 辞令の本文の順序は、次の各号のとおりとし、その文例は別に定める。

- (1) 職名
- (2) 補職名
- (3) その他の事項

2 新たに発令するときは、原則として新たに発令する部分だけとする。

（辞令の末文）

第6条 辞令の末文は、次のとおりとする。

- (1) 発令年月日
- (2) 発令者名

2 発令者の表示は管理者名とし、その次に管理者印を押印しなければならない。

（辞令の左横書き）

第7条 辞令は、左横書きとし、句読点は使用しない。

（契印）

第8条 辞令には、契印を押印するものとする。

（委任）

第9条 この訓令の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。